

平成27年度第2回 霧島市個人情報保護審議会会議録（要旨記録）

日時 平成28年3月22日（火）14時30分～16時45分

場所 霧島市国分シビックセンター 行政棟4階 401会議室

出席者

会長 長谷川 史明（志學館大学教授）

委員 稲留 隆（司法書士）、植木 春生（司法書士）、末吉 隆之（弁護士）、河原 晶子（元志學館大学教授）

事務局 総務部総務課 文書法制グループ長 立野 博

同グループ主任主事 白濱 健司、同グループ主任主事 兒玉 侑大

資料

- ・平成27年度第2回 霧島市個人情報保護審議会会次第
- ・個人情報取扱事務台帳【新規登録一覧表】
- ・個人情報取扱事務台帳【変更一覧表】
- ・個人情報取扱事務台帳【抹消等一覧表】
- ・個人情報取扱事務登録制度の概要（資料1）
- ・市に事務局を置く外部団体の個人情報の取扱いに関する検討結果（資料2）

議事項目

1 審議会の公開又は非公開の決定について

【審議内容】

霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針に基づく、本審議会の公開又は非公開の決定

【審議結果】

本審議会の会議は、公開とする。

2 個人情報取扱事務の登録、変更及び抹消等の報告について

【審議内容】

新規に登録した52件、変更した980件並びに抹消した37件及びその他107件についての報告に対する妥当性の審査

【審議結果】

個人情報取扱事務の登録、変更及び抹消等は、妥当である。

【審議会としての意見】

管理番号5036「霧島市男女共同参画に関する市民意識調査」、管理番号5060「各種指定統計調査事務」において保有する個人情報、統計調査により集められたものであれば、霧島市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第54条により条例の適用除外となる。一方、仮に単なる送付先リストであった場合1年以上にもわたり保有するリストでもないことから、条例施行規則（以下「規則」という。）第3条に定める台帳作成の適用除外事務に該当するものと考えられ

る。

今回挙げられた事務を含め、今後の登録に当たっては個人情報の内容を十分に精査して登録すること。

【その他委員から出された意見】

○個人情報の件数があまりに膨大になると無機的な対応に至るおそれがある。「漏らしてはならない情報」と「管理する必要が無くなった情報」を区分し、保有する必要の無い情報は、消去することも必要ではないかと考える。例えば管理番号5062「地図等販売事務」については、購入者情報を保有しているが、この地図は誰でも購入することが可能であり、誰に販売したかということは重要な意味を持たない。このようなリストとして必要性の低い情報まで保有することはないと考える。

○事務の終了時点から個人情報を抹消する時点までの期間について、即日抹消したのものもあれば、数年の期間を経て抹消したものも見られる。統一的な対応を図るべきではないか。

○マイナンバーの領域が拡大していくと個人情報について関心が高まり、情報がどのように集約されていくのか知りたいと考える市民は増えると思う。その際、市民からの申し出を受ける職員が、事務の廃止により個人情報取扱事務台帳から事務台帳が抹消されることと、実際は事業が終了しても文書の保存期間は終了していないためデータを抹消せずに管理され続けていることの仕組みを知っていなければ、市民からの申し出に対して十分に対応することができないのではないか。

3 市に事務局を置く外部団体の個人情報の取扱いに関する検討結果

【審議内容】

市に事務局を置く外部団体の個人情報の取扱いについて、外部団体が自主的に条例第4条の措置を行うよう市が啓発することとするが、市の施策に準じて個人情報取扱事務登録簿を作成することまでは求めないこととしたことについての報告

【審議会としての意見】

今後、外部団体の個人情報の管理について、条例第4条の措置を行うよう一定の関与をしていくとのことであるが、その取組について次回審議会において報告を求める。